



2023年3月18日

各 位

会 社 名 株式会社プレミアムウォーターホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 萩 尾 陽 平  
(コード番号 : 2588 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 経 営 管 理 本 部 広 報 I R 部  
電 話 ( T E L . 0 3 - 6 8 6 4 - 0 9 8 0 )

## 株式会社ラストワンマイルの普通株式(証券コード:9252)に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社プレミアムウォーターホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)は、2023年2月16日、株式会社ラストワンマイル(証券コード:9252、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))の開設する市場である東京証券取引所グロース市場上場。(以下「対象者」といいます。))の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2023年2月17日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2023年3月17日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社プレミアムウォーターホールディングス  
所在地 山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1

##### (2) 対象者の名称

株式会社ラストワンマイル

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
620,000株	614,000株	620,000株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しているため、応募株券等の総数が買付予定数の下限(614,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(620,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## (5) 買付け等の期間

### ① 買付け等の期間

2023年2月17日(金曜日)から2023年3月17日(金曜日)まで(20営業日)

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2023年4月3日(月曜日)まで(30営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

## (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金788円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(614,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(614,000株)が買付予定数の下限(614,000株)以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告(その後提出された公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。以下同じとします。)及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府

令」といいます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、2023 年 3 月 18 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した応募数	②株式に換算した買付数
株券	614,000 株	614,000 株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債	－株	－株
株券等信託受益証券 ( )	－株	－株
株券等預託証券 ( )	－株	－株
合計	614,000 株	614,000 株
(潜在株券等の数の合計)	－	(－株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	4,669 個	(買付け等前における株券等所有割合 17.30%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	734 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.72%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	10,809 個	(買付け等後における株券等所有割合 40.05%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	734 個	(買付け等後における株券等所有割合 2.72%)
対象者の総株主の議決権の数	26,819 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。公開買付者は、今後、特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、速やかに訂正した内容を開示いたします。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2023 年 1 月 13 日に提出した第 12 期第 1 四半期報告書に記載された 2022 年 8 月末日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全部を公開買付けの対象としており、また、公開買付者は対象者の新株予約権 269 個(目的となる株式数: 26,900 株)を所有しているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が 2023 年 1 月 13 日に公

表した「2023年8月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2022年11月末日時点の発行済株式総数(2,762,118株)に、公開買付者が所有している新株予約権(269個(目的となる株式数:26,900株))を加算した株式数(2,789,018株)から、同日時点の対象者の所有する自己株式数(90,000株)を控除した株式数(2,699,018株)に係る議決権数(26,990個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

②決済の開始日

2023年3月27日(月曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が、2023年2月16日付で公表した「株式会社ラストワンマイルの普通株式(証券コード:9252)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社プレミアムウォーターホールディングス  
(山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

以上